

住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱

改正案	改正前
住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 352 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月 <u>7</u> 日 国住市第 <u>183</u> 号 第 1 通則 住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業、<u>既成住宅地再生推進モデル事業</u>又は住宅団地再生推進モデル事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号。以下「大都市法」という。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「密集市街地整備法」という。）、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号。以下「制度要綱」という。）並びに第 <u>24</u> に規定する関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。 第 2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる事業をいう。	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 平成 16 年 4 月 1 日 国住市第 352 号 国土交通省住宅局長通知 最終改正 令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日 国住市第 <u>105</u> 号 第 1 通則 住宅市街地総合整備事業、地域居住機能再生推進事業、密集市街地総合防災事業、空き家対策総合支援事業又は住宅団地再生推進モデル事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号。以下「大都市法」という。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「密集市街地整備法」という。）、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号。以下「制度要綱」という。）並びに第 <u>23</u> に規定する関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。 第 2 定義 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 居住環境形成施設整備事業 次に掲げる事業をいう。

イ (略) ロ 密集住宅市街地整備型重点整備地区<u>又は水害対策型重点整備地区</u>において行う次の a から c までに掲げる事業をいう。 a (略) b 施行地区の環境の整備改善に必要な土地の取得（代替地等及び公共施設用地転換地（制度要綱第2第 <u>33</u> に規定するものをいう。以下同じ。）の取得を含む。）及び造成並びに地区公共施設等の整備等で、別表第4の（い）欄に掲げる施設の整備 c (略) 五～十二 (略) <u>十三 浸水対策改修事業</u> <u>住宅・建築物の浸水対策のために行う嵩上げ、ピロティ化、止水板又は囲い塀の設置、耐水化に関する事業をいう。</u> <u>十四</u> 共同化 (略) <u>十五</u> 協調化 (略) <u>十六</u> 協定等適合化 (略) <u>十七</u> 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業 (略) <u>十八</u> 公営住宅整備事業等 (略) <u>十九</u> 住宅地区改良事業等 (略) <u>二十</u> 高齢者世帯 (略)	イ (略) ロ 密集住宅市街地整備型重点整備地区において行う次の a から c までに掲げる事業をいう。 a (略) b 施行地区の環境の整備改善に必要な土地の取得（代替地等及び公共施設用地転換地（制度要綱第2第 <u>32</u> に規定するものをいう。以下同じ。）の取得を含む。）及び造成並びに地区公共施設等の整備等で、別表第4の（い）欄に掲げる施設の整備 c (略) 五～十二 (略) <u>(新設)</u> <u>十三</u> 共同化 (略) <u>十四</u> 協調化 (略) <u>十五</u> 協定等適合化 (略) <u>十六</u> 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業 (略) <u>十七</u> 公営住宅整備事業等 (略) <u>十八</u> 住宅地区改良事業等 (略) <u>十九</u> 高齢者世帯 (略)
---	---

<u>二十一</u> 障害者等世帯 (略) <u>二十二</u> 都市・地域再生緊急促進事業 (略) <u>二十三</u> 再生促進事業 (略) <u>二十四</u> 総合防災促進事業 (略) <u>二十五</u> 空き家対策基本事業 (略) <u>二十六</u> 空き家対策附帯事業 (略) <u>二十七</u> 空き家対策促進事業 (略) <u>二十八</u> 空き家対策モデル事業 (略) <u>二十九</u> 優良建築物等整備事業 (略) <u>三十</u> 省エネ基準 (略) <u>三十一</u> ZEH 水準 強化外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。 <u>三十二</u> ZEB 水準	<u>二十</u> 障害者等世帯 (略) <u>二十一</u> 都市・地域再生緊急促進事業 (略) <u>二十二</u> 再生促進事業 (略) <u>二十三</u> 総合防災促進事業 (略) <u>二十四</u> 空き家対策基本事業 (略) <u>二十五</u> 空き家対策附帯事業 (略) <u>二十六</u> 空き家対策促進事業 (略) <u>二十七</u> 空き家対策モデル事業 (略) <u>二十八</u> 優良建築物等整備事業 (略) <u>二十九</u> 省エネ基準 (略) <u>三十</u> ZEH 水準 強化外皮基準（<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する</u>評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。 <u>三十一</u> ZEB 水準
---	--

(略)
三十三 公的不動産等支援
 (略)
三十四 民間不動産等協力
 (略)

第3 補助金交付対象事業

補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、住宅団地再生推進モデル事業で実施する事業は、当該事業を開始した年度から3箇年度以内のものに限る。

- 一 次の表の(ロ)欄に掲げる施行者等が行う(イ)欄に掲げる事業
- 二 次の表の(ハ)欄に掲げる施行者等及び地元住民協議会等が行う(イ)欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業

(イ)	(ロ)	(ハ)
整備計画策定等事業		
整備計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	
事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)	地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)
推進事業	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注2)	地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法人等を含む)、防災街区計画整備組合、防災街

(略)
三十二 公的不動産等支援
 (略)
三十三 民間不動産等協力
 (略)

第3 補助金交付対象事業

補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、住宅団地再生推進モデル事業で実施する事業は、当該事業を開始した年度から3箇年度以内のものに限る。

- 一 次の表の(ロ)欄に掲げる施行者等が行う(イ)欄に掲げる事業
- 二 次の表の(ハ)欄に掲げる施行者等及び地元住民協議会等が行う(イ)欄に掲げる事業に対する地方公共団体の補助事業

(イ)	(ロ)	(ハ)
整備計画策定等事業		
整備計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	
事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注1)	地方住宅供給公社(注1) 民間事業者等(NPO法人等を含む)
推進事業	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社(注2)	地元住民協議会等、民間事業者等(NPO法人等を含む)、防災街区計画整備組合、防災街

			区整備推進機構等				区整備推進機構等	
	地域防災力向上事業（注3）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等			地域防災力向上事業（注3）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備推進機構等
	住宅市街地機能再生支援事業	都市再生機構				住宅市街地機能再生支援事業	都市再生機構	
	推進計画作成	都市再生機構				推進計画作成	都市再生機構	
	都市・居住環境整備基本計画作成（注4）					都市・居住環境整備基本計画作成（注4）		
	都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体				都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体	
	事業推進コーディネート	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社等			事業推進コーディネート	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社等
	市街地住宅等整備事業					市街地住宅等整備事業		
	共同施設整備等（注5）（注6）（注7） <u>（注8）（注9）</u>	地方公共団体 <u>（注10）</u> 都市再生機構 地方住宅供給公社 <u>（注11）</u>	地方住宅供給公社 民間事業者等			共同施設整備等（注5）（注6）（注7） <u>（注8）（注9）（注10）</u>	地方公共団体 <u>（注11）</u> 都市再生機構 地方住宅供給公社 <u>（注12）</u>	地方住宅供給公社 民間事業者等
	循環利用住宅整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等			循環利用住宅整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
	公共空間等整備					公共空間等整備		
	公共空間整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等			公共空間整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等

		公開空地整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
		駅施設整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
居住環境形成施設整備事業				
		老朽建築物等 除却 <u>(注12)</u>	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	民間事業者等（NPO 法人等を含む）
		地区公共施設 等整備 <u>(注8)</u>	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社 <u>(注12)</u>	地方住宅供給公社（注 14 ）民間事業者等（NPO 法人等を含む）
		仮設住宅等設 置	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	民間事業者等（NPO 法人等を含む）
		延焼遮断帯形成事 業（注6）（注7）		民間事業者等
		住宅・建築物耐震 改修等事業（注6） （注7） <u>(注14)</u>		施行者等
		<u>浸水対策改修事業</u>	<u>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公 社</u>	<u>民間事業者等（NPO 法人等を含む）</u>
		緊急避難・一時滞	地方公共団体	民間事業者等（NPO

		公開空地整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
		駅施設整備	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
居住環境形成施設整備事業				
		老朽建築物等 除却 <u>(注13)</u>	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公 社	民間事業者等（NPO 法人等を含む）
		地区公共施設 等整備 <u>(注8)</u> <u>(注9)</u>	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公 社 <u>(注13)</u>	地方住宅供給公社（注 14 ）民間事業者等（NPO 法人等を含む）
		仮設住宅等設 置	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公 社	民間事業者等（NPO 法人等を含む）
		延焼遮断帯形成事 業（注6）（注7） <u>(注8)</u>		民間事業者等
		住宅・建築物耐震 改修等事業（注6） （注7） <u>(注15)</u> <u>(新設)</u>		施行者等
		<u>(新設)</u>		
		<u>(新設)</u>		

<u>在場所整備事業</u>	<u>都市再生機構</u> <u>地方住宅供給公</u> <u>社</u>	<u>法人等を含む)</u>				
民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	地方公共団体 都市再生機構	対象住宅の家主		民間賃貸住宅等家賃対策補助事業	地方公共団体 都市再生機構	対象住宅の家主
防災街区整備事業 (注5)(注6)(注7) <u>(注8)(注9)</u> <u>(注18)</u>	地方公共団体	個人施行者、防災街区整備事業組合、防災街区計画整備組合、事業会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、準備組織		防災街区整備事業 (注5)(注6)(注7) <u>(注8)(注9)</u> <u>(注10)(注19)</u>	地方公共団体	個人施行者、防災街区整備事業組合、防災街区計画整備組合、事業会社、都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、準備組織
都市再生住宅等整備事業				都市再生住宅等整備事業		
民間建設型都市再生住宅等				民間建設型都市再生住宅等		
民間建設型都市再生住宅等整備(注5)(注6)(注7) <u>(注8)(注9)</u>	都市再生機構 <u>(注15)</u>	地方住宅供給公社 民間事業者等		民間建設型都市再生住宅等整備(注5)(注6)(注7) <u>(注8)(注9)</u> <u>(注10)</u>	都市再生機構 <u>(注16)</u>	地方住宅供給公社 民間事業者等
家賃対策補助	地方公共団体	地方住宅供給公社 民間事業者等		家賃対策補助	地方公共団体	地方住宅供給公社 民間事業者等
公共建設型都市再生住宅等 <u>(注15)</u>				公共建設型都市再生住宅等 <u>(注16)</u>		
公共建設型都市再生住宅等整備(注6)(注7) <u>(注8)(注9)</u>	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社			公共建設型都市再生住宅等整備(注6)(注7) <u>(注8)(注9)</u>	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	

		<u>9)</u> 家賃対策補助	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	
		関連公共施設整備	地方公共団体 都市再生機構	
		街なみ環境整備事業	地方公共団体	民間事業者等
		公営住宅整備事業等	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
		住宅地区改良事業等	地方公共団体	地方住宅供給公社
		優良建築物等整備事業 <u>(注17)</u>		民間事業者等

		<u>9) (注10)</u> 家賃対策補助	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	
		関連公共施設整備	地方公共団体 都市再生機構	
		街なみ環境整備事業	地方公共団体	民間事業者等
		公営住宅整備事業等	地方公共団体 都市再生機構	地方住宅供給公社 民間事業者等
		住宅地区改良事業等	地方公共団体	地方住宅供給公社
		優良建築物等整備事業 <u>(注18)</u>		民間事業者等

(注1) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区に係る事業にあつては、市街化区域内農地等の低未利用地等を活用した良好な住宅の供給の促進に係る場合に限る。
(注2) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区に係る事業にあつては、農業協同組合等国土交通大臣が必要と認める者を含み、市街化区域内農地等の低未利用地等を活用した良好な住宅供給の促進に係る場合に限る。
(注3) 密集住宅市街地整備型重点整備地区 又は水害対策型重点整備地区に係る事業に限る。
(注4) 住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業は除く。
(注5) 市街地住宅等整備事業、民間建設型都市再生住宅等整備事業

(注1) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区に係る事業にあつては、市街化区域内農地等の低未利用地等を活用した良好な住宅の供給の促進に係る場合に限る。
(注2) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区に係る事業にあつては、農業協同組合等国土交通大臣が必要と認める者を含み、市街化区域内農地等の低未利用地等を活用した良好な住宅供給の促進に係る場合に限る。
(注3) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。
(注4) 住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業は除く。
(注5) 市街地住宅等整備事業、民間建設型都市再生住宅等整備事業

業及び防災街区整備事業の共同施設整備の補助を受けて建設される住宅は、原則として別表第7に示すバリアフリー化基準を満たすものに限る。(ただし、平成12年度までに設計等に着手した場合を除く)

(注6) 新築の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)」外に存するものに限る。

(注7) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものは、原則として本事業による補助対象外とする。

(削除)

(注8) 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合するものに限る。

(注9) 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されているものに限る。

(注10) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業については共同化促進費に限る。

(注11) 共同化促進費に限る。

(注12) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。

業及び防災街区整備事業の共同施設整備の補助を受けて建設される住宅は、原則として別表第7に示すバリアフリー化基準を満たすものに限る。(ただし、平成12年度までに設計等に着手した場合を除く)

(注6) 新築の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)」外に存するものに限る。

(注7) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものは、原則として本事業による補助対象外とする。

(注8) 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準に適合するものに限る。

(注9) 地方公共団体又は都市再生機構が新築する住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合するものに限る。

(注10) 地方公共団体又は都市再生機構が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されているものに限る。

(注11) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業については共同化促進費に限る。

(注12) 共同化促進費に限る。

(注13) 密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業に限る。

(注 13) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。 (注 14) 住宅の防火改修又は建替えに関する事業（耐震改修を伴うものを除く。）については、地方公共団体が防火規制の上乗せ、規制誘導手法等の活用又は GIS の活用を行う場合に限る。また、当該事業において対象とする住宅のうち旧耐震基準により建築された住宅については、耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものに限る。 (注 15) 都市・居住環境整備重点地域内の密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備及び防災街区整備事業に係るものに限る。 (注 16) 公共建設型都市再生住宅等整備事業の補助を受けて建設される住宅は、原則として別表第 7 及び別表第 8 に示すバリアフリー化基準を満たすものに限る。（ただし、平成 12 年度までに設計等に着手した場合を除く） (注 17) 民間建設型都市再生住宅等整備事業（民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者等が自ら管理若しくは分譲することにより供給する都市再生住宅等に係るものに限る。）と併せて行う優良建築物等整備事業に限る。 (注 18) 次の①から④を満たす、事業マネジメントを徹底した事業に限る。 ①工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること ②工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること ③事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること ④事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単	(注 14) 拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業に限る。 (注 15) 住宅の防火改修又は建替えに関する事業（耐震改修を伴うものを除く。）については、地方公共団体が防火規制の上乗せ、規制誘導手法等の活用又は GIS の活用を行う場合に限る。また、当該事業において対象とする住宅のうち旧耐震基準により建築された住宅については、耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものに限る。 (注 16) 都市・居住環境整備重点地域内の密集住宅市街地整備型重点整備地区の整備及び防災街区整備事業に係るものに限る。 (注 17) 公共建設型都市再生住宅等整備事業の補助を受けて建設される住宅は、原則として別表第 7 及び別表第 8 に示すバリアフリー化基準を満たすものに限る。（ただし、平成 12 年度までに設計等に着手した場合を除く） (注 18) 民間建設型都市再生住宅等整備事業（民間土地所有者等が所有する住宅を民間事業者が借り上げ、管理することにより、又は当該民間土地所有者等が自ら管理若しくは分譲することにより供給する都市再生住宅等に係るものに限る。）と併せて行う優良建築物等整備事業に限る。 (注 19) 次の①から④を満たす、事業マネジメントを徹底した事業に限る。 ①工事施工者の選定及び工事施工者との契約が、公共工事に準じるものであること ②工事費等が高騰した場合の施行者による対応方針が作成されるものであること ③事業遂行に対して、認可権者及び市町村による役割・責務が十分に果たされるものであること ④事業当初及び見直し時点における工事費及び保留床処分単
---	---

価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切である
こと

三 (略)

第4 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。

一 整備計画策定等事業

次の表の(ロ)欄に掲げる者が行う(イ)欄に掲げる事業に
要する費用の(ハ)欄に掲げる額の合計とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
整備計画作成	地方公共団体	費用の1／3以内(都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区、 <u>水害対策型重点整備地区</u> 及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、1／2以内)(注1)
	都市再生機構	費用の1／2以内(注1)
	地方住宅供給公社	費用の1／3以内(注1)
事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	費用の1／3以内(密集住宅市街地整備型重点整備地区、 <u>水害対策型重点整備地区</u> 及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては1／2以内)(注2)
	地方住宅供給公社	地方公共団体の補助に要する費用の1／2以内、かつ、

価が、市場の工事費動向や市場価格と比較して適切である
こと

三 (略)

第4 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。

一 整備計画策定等事業

次の表の(ロ)欄に掲げる者が行う(イ)欄に掲げる事業に
要する費用の(ハ)欄に掲げる額の合計とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
整備計画作成	地方公共団体	費用の1／3以内(都市・居住環境整備重点地域及び密集住宅市街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、1／2以内)(注1)
	都市再生機構	費用の1／2以内(注1)
	地方住宅供給公社	費用の1／3以内(注1)
事業計画作成	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社	費用の1／3以内(密集住宅市街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては1／2以内)(注2)
	地方住宅供給公社	地方公共団体の補助に要する費用の1／2以内、かつ、

	民間事業者等	当該補助事業費の合計額の 1 / 3 以内（注2）			民間事業者等	当該補助事業費の合計額の 1 / 3 以内（注2）
推進事業	地方公共団体	費用の1 / 3 以内（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区並びに水害対策型重点整備地区に係る事業及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては、1 / 2 以内）（注3）（注4）		推進事業	地方公共団体	費用の1 / 3 以内（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては、1 / 2 以内）（注3）（注4）
	都市再生機構	費用の1 / 2 以内（注3）（注4）			都市再生機構	費用の1 / 2 以内（注3）（注4）
	地方住宅供給公社	費用の1 / 3 以内（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、1 / 2 以内）（注3）（注4）			地方住宅供給公社	費用の1 / 3 以内（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、1 / 2 以内）（注3）（注4）
	地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、防災街区整備推進機構等	地方公共団体の補助に要する費用の1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の合計額の1 / 3 以内（注3）（注5）			地元住民協議会等、民間事業者等（NPO法人等を含む）、防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、防災街区整備推進機構等	地方公共団体の補助に要する費用の1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の合計額の1 / 3 以内（注3）（注5）
地域防災力向	地方公共団体	費用の1 / 2 以内		地域防災力向	地方公共団体	費用の1 / 2 以内

	上事業	都市再生機構 地方住宅供給公 社	
		地元住民協議会 等、民間事業者 等（NPO法人 等を含む）、防災 街区計画整備組 合、防災街区整 備事業組合、防 災街区整備推進 機構等	地方公共団体の補助に要す る費用の1／2以内、かつ、 当該補助事業費の合計額の 1／3以内
	住宅市街地機 能再生支援事 業	都市再生機構	費用の1／2以内（注6）
	推進計画作成	都市再生機構	費用の2／3以内（注7）
	都市・居住環境 整備 基本計画作成		
	都市・居住環 境整備基本 計画作成	地方公共団体	費用の1／2以内（注8）
	事業推進コ ーディ ネート	地方公共団体 都市再生機構	費用の1／2以内
		地方住宅供給公 社等	地方公共団体の補助に要す る費用の1／2以内、かつ、 当該補助事業費の合計額の 1／3以内
	上事業	都市再生機構 地方住宅供給公 社	
		地元住民協議会 等、民間事業者 等（NPO法人 等を含む）、防災 街区計画整備組 合、防災街区整 備事業組合、防 災街区整備推進 機構等	地方公共団体の補助に要す る費用の1／2以内、かつ、 当該補助事業費の合計額の 1／3以内
	住宅市街地機 能再生支援事 業	都市再生機構	費用の1／2以内（注6）
	推進計画作成	都市再生機構	費用の2／3以内（注7）
	都市・居住環境 整備 基本計画作成		
	都市・居住環 境整備基本 計画作成	地方公共団体	費用の1／2以内（注8）
	事業推進コ ーディ ネート	地方公共団体 都市再生機構	費用の1／2以内
		地方住宅供給公 社等	地方公共団体の補助に要す る費用の1／2以内、かつ、 当該補助事業費の合計額の 1／3以内

(注1) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業のうち公共施設整備を伴う事業にあつては年 32,440 千円/地区、公共施設整備を伴わない事業にあつては、年 18,540 千円/地区。ただし、5年間を限度とする。

②密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業にあつては、310 千円/ha。ただし、310 千円/ha に対象区域面積を乗じて得た額が 10,000 千円に満たない場合にあつては、10,000 千円/地区。

(注2) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては、2,875 千円/ha (事業計画において、住宅街区防災コミュニティ整備プログラムを作成する場合 5,751 千円/ha。)

②密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業にあつては、7,500 千円/ha。

(注3) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。助成期間は、住宅市街地整備計画承認前を含み、住宅市街地整備計画(変更を含む)承認又は計画提出後 10 年間までとする。

①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては年 18,540 千円/地区

②密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業にあつては年 4,500 千円/ha (密集住宅市街地整備型重点整備地区のうち防災再開発促進地区にあつては年 9,000 千円/ha)

(注1) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業のうち公共施設整備を伴う事業にあつては年 32,440 千円/地区、公共施設整備を伴わない事業にあつては、年 18,540 千円/地区。ただし、5年間を限度とする。

②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、310 千円/ha。ただし、310 千円/ha に対象区域面積を乗じて得た額が 10,000 千円に満たない場合にあつては、10,000 千円/地区。

(注2) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては、2,875 千円/ha (事業計画において、住宅街区防災コミュニティ整備プログラムを作成する場合 5,751 千円/ha。)

②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、7,500 千円/ha。

(注3) 費用は次に掲げる額の合計を限度とする。助成期間は、住宅市街地整備計画承認前を含み、住宅市街地整備計画(変更を含む)承認又は計画提出後 10 年間までとする。

①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては年 18,540 千円/地区

②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては年 4,500 千円/ha (防災再開発促進地区においては年 9,000 千円/ha)

(注4) 別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係るものに限るものとし、別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GISや規制誘導手法等を活用するものを除き、費用の1/3以内とする。

(注5) 別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係るものに限るものとし、別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GISや規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2以内、かつ、当該補助事業費の合計額の1/2以内とする。

(注6) 費用は、年 1,250 千円/ha を限度とする。

(注7) 費用は、2,250 千円/ha を限度とする。ただし、重点密集市街地を含む密集市街地にあつては、費用の4分の3以内とする。

(注8) 費用は、30,000 千円/地域を限度とする

二 (略)

三 居住環境形成施設整備事業

次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附帯工事費を含む。)が、「令和8年度における住宅

(注4) 別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GISや規制誘導手法等を活用するものを除き、費用の1/3以内とする。

(注5) 別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GISや規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2以内、かつ、当該補助事業費の合計額の1/2以内とする。ただし、別表第2ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち、効率的な密集市街地の整備改善に資する GISや規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2以内、かつ、当該補助事業費の合計額の1/2以内とする。

(注6) 費用は、年 1,250 千円/ha を限度とする。

(注7) 費用は、2,250 千円/ha を限度とする。ただし、重点密集市街地を含む密集市街地にあつては、費用の4分の3以内とする。

(注8) 費用は、30,000 千円/地域を限度とする。

二 (略)

三 居住環境形成施設整備事業

次に掲げる額(ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。)の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の(附帯工事費を含む。)が、「令和7年度における住宅

局所管事業に係る標準建設費等について」(令和8年4月7日付け国住備第768号、国住整第201号、国住市第177号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

イ (略)

ロ 地区公共施設等整備

地方公共団体又は都市再生機構が施行する事業については、市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設及びその他の施設の整備(以下「地区公共施設の整備等」という。)に要する費用(設計費を含む。)の合計額の1/3以内(密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区で施行する事業(防災街区整備事業において、組合等が実施する地区公共施設の整備について、地方公共団体が費用負担する場合を含む。)にあっては、1/2以内(公開空地整備及び水害対策型重点整備地区における環境共生施設を除く。))とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、地区公共施設の整備等に要する費用(設計費等を含む。)に関する地方公共団体の補助に要する費用の合計額の1/2以内、かつ、当該補助事業費の1/3以内(密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区で施行する事業であって、民間事業者等が地方公共団体と協定等を結び、敷地の全部を広場、緑地、公園などの公共的な用途として整備し、管理を行う場合にあっては、1/2以内)とする。ただし、拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型

局所管事業に係る標準建設費等について」(令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号国土交通事務次官通知。)に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

イ (略)

ロ 地区公共施設等整備

地方公共団体又は都市再生機構が施行する事業については、市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設及びその他の施設の整備(以下「地区公共施設の整備等」という。)に要する費用(設計費を含む。)の合計額の1/3以内(密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業(防災街区整備事業において、組合等が実施する地区公共施設の整備について、地方公共団体が費用負担する場合を含む。)にあっては、1/2以内(公開空地整備を除く))とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、地区公共施設の整備等に要する費用(設計費等を含む。)に関する地方公共団体の補助に要する費用の合計額の1/2以内、かつ、当該補助事業費の1/3以内(密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業であって、民間事業者等が地方公共団体と協定等を結び、敷地の全部を広場、緑地、公園などの公共的な用途として整備し、管理を行う場合にあっては、1/2以内)とする。ただし、拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区のみに係る事業については、地区面積に1ha 当

重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区のみに係る事業については、地区面積に1ha当たり120,000千円を乗じて得た額の1/3を限度とし、このうち集会所に係る補助金の額は50,000千円を限度とする。また、地域生活基盤施設のうち生活支援施設については、国の補助限度額は10,000千円/施設とする。なお、当該費用は別表第4の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。

ハ 仮設住宅等設置

地方公共団体又は都市再生機構が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の1/3以内とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については地方公共団体の補助に要する費用の合計額の1/2以内、かつ、当該補助事業費の1/3以内とする。ただし、第15第1項第3号ただし書きに係るもので、国土交通大臣が定める額に1.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額の1/3以内とする。なお、a、b、cの工事費には、給水工事、排水工事、ガス工事等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金として要する費用を含むものとする。

a～d (略)

四・五 (略)

六 浸水対策改修事業

次の表の(ロ)欄に掲げる者が(イ)欄の建築物において実施する嵩上げ、ピロティ化、止水板若しくは囲い塀の設置又は耐水化に要する費用(補助対象費用)について(ハ)欄に掲げる額の合計とする。ただし、補助対象費用は2,800千円/棟を限度とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
-----	-----	-----

たり120,000千円を乗じて得た額の1/3を限度とし、このうち集会所に係る補助金の額は50,000千円を限度とする。また、地域基盤施設のうち生活支援施設については、国の補助限度額は10,000千円/施設とする。なお、当該費用は別表第4の(あ)欄に掲げる区分に応じ、(い)欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。

ハ 仮設住宅等設置

地方公共団体又は都市再生機構が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の1/3以内とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については地方公共団体の補助に要する費用の合計額の1/2以内、かつ、当該補助事業費の1/3以内とする。ただし、第14第1項第3号ただし書きに係るもので、国土交通大臣が定める額に1.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額の1/3以内とする。なお、a、b、cの工事費には、給水工事、排水工事、ガス工事等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金として要する費用を含むものとする。

a～d (略)

四・五 (略)

(新設)

<u>避難所等の防災拠点</u>	<u>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社</u>	<u>1 / 2 以内</u>
	<u>民間事業者等</u>	<u>地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 1 / 3 以内</u>
<u>避難所等の防災拠点以外の建築物</u>	<u>地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社</u>	<u>11.5%以内</u>
	<u>民間事業者等</u>	<u>地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、当該補助事業費の 11.5%以内</u>

七 緊急避難・一時滞在場所整備事業

イ 地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する事業については、次に掲げる費用を合計した額の 2 分の 1 以内の額とし、民間事業者等が施行する事業については、次に掲げる費用を合計した額の 3 分の 2 以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に 3 分の 2 を乗じて得た額以内の額とする。

a 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用

避難者の円滑な受入のため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら避難者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事に要する費用を含む。）

（新設）

b 防災備蓄倉庫の整備に要する費用避難者の受入に伴い付加的に必要な防災備蓄倉庫の工事に要する費用c 受入関連施設の整備に要する費用避難者の受入に伴い付加的に必要な非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等の施設を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費や追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費を含む。）ロ イ a から c に掲げる施設・設備については避難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費は、避難者と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。八 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
(略)九 防災街区整備事業
(略)十 都市再生住宅等整備事業
(略)十一 公共建設型都市再生住宅の整備費の特例
(略)十二 関連公共施設整備
(略)十三 街なみ環境整備事業
(略)十四 公営住宅整備事業等
(略)六 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業
(略)七 防災街区整備事業
(略)八 都市再生住宅等整備事業
(略)九 公共建設型都市再生住宅の整備費の特例
(略)十 関連公共施設整備
(略)十一 街なみ環境整備事業
(略)十二 公営住宅整備事業等
(略)

<u>十五</u> 住宅地区改良事業等 (略) <u>十六</u> 地域居住機能再生推進事業に係る民間活用等に係る検討 (略) <u>十七</u> 再生促進事業 (略) <u>十八</u> 総合防災促進事業 (略) <u>十九</u> 空き家対策基本事業 空き家対策基本事業の補助金の額は、次の表の(イ)欄に掲げる者が行う事業に要する次のイからチに掲げる費用の(ロ)欄に掲げる額の合計額以内とする。 イ 除却工事等費 制度要綱第25第7項第一号イ、ロ又はハの除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計(「令和<u>8</u>年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和<u>8</u>年4月7日付け国住備第<u>768</u>号、国住整第<u>201</u>号、国住市第<u>177</u>号国土交通事務次官通知。)第9(2)に定める除却工事費に同通知第9(1)に定める買収費の10分の1を加えた額との合計(b(4)においては、当該額と除却工事費及び測量試験等費の合計から公的な方法により算定した売買想定価格を減じた額のいずれか小さい額)を限度とする。ただし、以下のaに掲げる場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。)に10分の8(地方公共団体自ら除却を行うことがやむを得ない場合としてbに掲げる場合にあっては10分の10)を乗じて得た額 a・b (略) ロ～ト (略) チ 空家等管理活用支援法人に対する補助等の費用	<u>十三</u> 住宅地区改良事業等 (略) <u>十四</u> 地域居住機能再生推進事業に係る民間活用等に係る検討 (略) <u>十五</u> 再生促進事業 (略) <u>十六</u> 総合防災促進事業 (略) <u>十七</u> 空き家対策基本事業 空き家対策基本事業の補助金の額は、次の表の(イ)欄に掲げる者が行う事業に要する次のイからチに掲げる費用の(ロ)欄に掲げる額の合計額以内とする。 イ 除却工事等費 制度要綱第25第7項第一号イ、ロ又はハの除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計(「令和<u>7</u>年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和<u>7</u>年3月31日付け国住備第<u>599</u>号、国住整第<u>222</u>号、国住市第<u>101</u>号国土交通事務次官通知。)第9(2)に定める除却工事費に同通知第9(1)に定める買収費の10分の1を加えた額との合計(b(4)においては、当該額と除却工事費及び測量試験等費の合計から公的な方法により算定した売買想定価格を減じた額のいずれか小さい額)を限度とする。ただし、以下のaに掲げる場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。)に10分の8(地方公共団体自ら除却を行うことがやむを得ない場合としてbに掲げる場合にあっては10分の10)を乗じて得た額 a・b (略) ロ～ト (略) チ 空家等管理活用支援法人に対する補助等の費用
---	--

空家法第24条各号のいずれかに掲げる業務に要する費用を合計した額（ただし、各事業年度につき1法人当たり10,000千円を限度とする。）

二十 空き家対策附帯事業
(略)

二十一 空き家対策促進事業
(略)

二十二 空き家対策モデル事業
(略)

二十三 既成住宅地再生推進モデル事業

既成住宅地再生推進モデル事業の補助金の額は、次のイからニに掲げる額とする。

イ 制度要綱第26第3項第一号に掲げる事業の補助金の額は、当該事業に要する費用の合計額以内の額とする。ただし、同号ハに掲げる費用については、協議会毎に3,000千円を限度とする。

ロ 制度要綱第26第3項第二号に掲げる事業の補助金の額は、次の表の(イ)欄に掲げる者が行う事業に要する次のaからdまでに掲げる費用の(ロ)欄に掲げる額の合計額以内の額とする。ただし、aに係る国の補助限度額は第4二十二号ロfの規定にならうものとする。

a 制度要綱第26第3項第二号イの循環利用住宅整備に要する費用（ただし、当該費用の算出方法は第4二十二号ロeの規定にならうものとする。）

b 制度要綱第26第3項第二号ロの地区公共施設等整備（別表第4の(イ)欄に掲げる区分のうち、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設（立体的遊歩道及び工場等の移転補償を除く。）、空き家等活用に限る。）に要する費用

空家法第24条第一号、第三号又は第五号に掲げる業務に要する費用を合計した額（ただし、各事業年度につき1法人当たり10,000千円を限度とする。）

十八 空き家対策附帯事業
(略)

十九 空き家対策促進事業
(略)

二十 空き家対策モデル事業
(略)

(新設)

c 制度要綱第 26 第 3 項第二号ハの既存住宅等の除却に要する費用（「令和 8 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和 8 年 4 月 7 日付け国住備第 768 号、国住整第 201 号、国住市第 177 号国土交通事務次官通知。）第 9 (2) (3)に定める金額を限度とする。）

d 制度要綱第 27 第 3 項第二号ニの調査設計計画等に要する費用

ハ 制度要綱第 26 第 3 項第三号イに掲げる事業の補助金の額は、次の a 及び b に掲げる費用の合計額以内の額とする。

a 制度要綱第 26 第 3 項第一号及び二号に掲げる事業に要する費用を交付するための費用

b 事務費

制度要綱第 26 第 3 項第一号及び二号に掲げる事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、a に要する費用の 0.1% から 3%までの範囲内において大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただしこの率によることが著しく不適當である場合には、この率によらないことができる。

ニ 制度要綱第 27 第 3 項第三号ロ及びハに掲げる事業の補助金の額は、当該事業に要する費用の合計額以内の額とする。

二十四 優良建築物等整備事業
(略)

(イ)	(ロ)
地方公共団体	費用の 1/2 以内 <u>(第二十三号の場合にあっては、費用の 1/3 以内)</u>
地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1/2 以内、かつ、当該補助事業費の 1/3 以内（制度要

二十一 優良建築物等整備事業
(略)

(イ)	(ロ)
地方公共団体	費用の 1/2 以内
地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の 1/2 以内、かつ、当該補助事業費の 1/3 以内（制度要

網第 25 第 7 項第二号ロ及びヌ （除却に係る測量試験等に限る。）の場合にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 以内とし、制度要綱第 25 第 7 項第二号ワの場合にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号チの 1 / 2 以内とする。）	網第 25 第 7 項第二号ロ及びヌ （除却に係る測量試験等に限る。）の場合にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号イ及びホ a の 1 / 2 以内とし、制度要綱第 25 第 7 項第二号ワの場合にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の 1 / 2 以内、かつ、第十七号チの 1 / 2 以内とする。）
<u>二十五</u> 住宅団地再生推進モデル事業 （略） <u>二十六</u> 住宅の新築に係る特例 第 4 に規定する<u>第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 24 号</u>において掲げる以下の<u>イからニのいずれか</u>に該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型（制度要綱第 4 第 2 号ロ）又は水害対策型（制度要綱第 4 第 2 号ホ）に掲げる要件に該当する区域は除く。 <u>イ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域」に立地する住宅</u> <u>ロ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1</u>	<u>二十二</u> 住宅団地再生推進モデル事業 （略） <u>二十三</u> 住宅の新築に係る特例 第 4 に規定する二号、三号、<u>八号、二十一号</u>において掲げる以下の<u>イかつロ</u>に該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型（<u>住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年国住市第 350 号）第 4 第 2 号ロ</u>）に掲げる要件に該当する区域は除く。 <u>イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域</u> <u>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。）</u>

項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第5項の規定に基づき公表されている住宅

ハ 「都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域において、浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」に立地する住宅

ニ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

二十七 阪神・淡路大震災に係る特例
(略)

第5 損失補償

密集住宅市街地整備型重点整備地区又は水害対策型重点整備地区に係る事業の実施に伴い必要となる土地（土地の付加物を含む。）又は建物等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償に要する費用の取扱いについては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）の定めるところにより、適正に運用するものとする。ただし、老朽建築物の買収又は建築物の補償費の算定は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

第6 建築物除却等費の交付基準

第4第3号イの規定に基づき、老朽建築物を除却する者に対し、

二十四 阪神・淡路大震災に係る特例
(略)

第5 損失補償

密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の実施に伴い必要となる土地（土地の付加物を含む。）又は建物等の取得及び使用に対する損失補償並びにこれらに伴う通常損失の補償に要する費用の取扱いについては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）の定めるところにより、適正に運用するものとする。ただし、老朽建築物の買収又は建築物の補償費の算定は、次の各号に定めるところによる。

一・二 (略)

第6 建築物除却等費の交付基準

第4第2号イの規定に基づき、老朽建築物を除却する者に対し、

住宅等の建設に伴って必要な建築物除却等費に係る補助金を交付する場合は、次の各号によるものとする。

一～三（略）

第7 用地の事前取得の特例

1 補助事業者が、密集住宅市街地整備型重点整備地区において、以下の要件に適合する土地を取得する場合においては、取得後の土地の活用方法が確定する前であっても、土地の取得費用を補助対象とする。この場合において、補助金の額は、想定する土地の活用方法に応じて第4で定める土地取得費用に対する補助金の額を準用する。

一 住宅市街地整備計画に、次の全てを位置付けること。

イ 無接道解消重点支援エリア（無接道敷地が2以上存する街区（道路又は通路で囲まれた範囲）であるものに限る。）

ロ 取得する無接道敷地の活用方法として想定される2以上の用途（用地の取得費用が補助対象となっている用途（以下、「用地補助対象用途」という。）に限る。）

二 取得する土地が以下のいずれかを満たすこと。

イ 無接道敷地

ロ 無接道敷地以外の土地であって、無接道敷地に接しており、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物が存するもの

ハ 無接道敷地以外の土地であって、補助事業者が無接道敷地の建物を除却する等の目的で事業施行上使用する必要があるもの

2 補助事業者は、前項の補助を受けて取得した土地については、補助事業の完了までに、用地補助対象用途の用地として使用することとする。

住宅等の建設に伴って必要な建築物除却等費に係る補助金を交付する場合は、次の各号によるものとする。

一～三（略）

（新設）

3 補助事業者は、前項の補助を受けて取得した土地の全部又は一部について、補助事業の完了までに用地補助対象用途の用地として使用しない場合又は用地補助対象用途と異なる用に供するため処分する場合においては、法第 22 条の規定に基づき国土交通大臣の承認を受けなければならない。この場合、補助金相当額を返還するものとする。

第 8 全体設計の承認

1 補助事業者は、市街地住宅整備等事業、居住環境形成施設整備事業、延焼遮断帯形成事業、都市再生住宅等整備事業、浸水対策改修事業、緊急避難・一時滞在場所整備事業及び防災街区整備事業の建設工事が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書を住宅局長に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 (略)

第 9 補助金の交付の申請

(略)

第 10 経費の配分及び附帯事務費の明細の変更

(略)

第 11 事業内容の変更

(略)

第 12 補助金の経理及び取扱い

第 7 全体設計の承認

1 補助事業者は、市街地住宅整備等事業、居住環境形成施設整備事業、延焼遮断帯形成事業、都市再生住宅等整備事業及び防災街区整備事業の建設工事が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、当該建設工事に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、全体設計承認申請書を住宅局長に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 (略)

第 8 補助金の交付の申請

(略)

第 9 経費の配分及び附帯事務費の明細の変更

(略)

第 10 事業内容の変更

(略)

第 11 補助金の経理及び取扱い

(略) 第 <u>13</u> 指導監督 (略) 第 <u>14</u> 指導監督交付金 (略) 第 <u>15</u> 仮設店舗等又は仮設住宅等の管理及び処分 (略) 第 <u>16</u> 住宅用地先行取得促進事業に係る住宅用地の処分 (略) 第 <u>17</u> 地区公共施設整備に係る土地の処分 (略) 第 <u>18</u> 書類の様式及び提出方法等 1 (略) 2 前項に規定する書類の提出は、補助事業者が都道府県、指定都市又は都市再生機構にあつては国土交通大臣（第 <u>8</u> の規定による全体設計承認申請の場合にあつては、住宅局長）に、補助事業者等が住宅団地再生推進モデル事業を行う民間事業者等にあつては国土交通大臣に、補助事業者が都市再生住宅等整備事業等を行う地方住宅供給公社又は民間事業者等にあつては都道府県知事を経由して国土交通大臣に、補助事業者が市町村にあつては都道府県知事に対して提出するものとする。 3 第 <u>15</u> 第 3 項に規定する国土交通大臣に対する協議又は承認	(略) 第 <u>12</u> 指導監督 (略) 第 <u>13</u> 指導監督交付金 (略) 第 <u>14</u> 仮設店舗等又は仮設住宅等の管理及び処分 (略) 第 <u>15</u> 住宅用地先行取得促進事業に係る住宅用地の処分 (略) 第 <u>16</u> 地区公共施設整備に係る土地の処分 (略) 第 <u>17</u> 書類の様式及び提出方法等 1 (略) 2 前項に規定する書類の提出は、補助事業者が都道府県、指定都市又は都市再生機構にあつては国土交通大臣（第 <u>7</u> の規定による全体設計承認申請の場合にあつては、住宅局長）に、補助事業者等が住宅団地再生推進モデル事業を行う民間事業者等にあつては国土交通大臣に、補助事業者が都市再生住宅等整備事業等を行う地方住宅供給公社又は民間事業者等にあつては都道府県知事を経由して国土交通大臣に、補助事業者が市町村にあつては都道府県知事に対して提出するものとする。 3 第 <u>14</u> 第 3 項に規定する国土交通大臣に対する協議又は承認
---	---

申請は、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都道府県、指定都市又は都市再生機構にあつては国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都市再生住宅等整備事業等を行う地方住宅供給公社にあつては都道府県知事を経由して国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が市町村、地方住宅供給公社又は民間事業者等にあつては都道府県知事に対して行うものとする。

4 (略)

第 19 都道府県知事の進達等

(略)

第 20 実績の報告等

(略)

第 21 補助金の額の確定

- 1 国土交通大臣は、第 20 第 1 項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

第 22 補助金の支払い

- 1 補助金は、第 21 第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 (略)

申請は、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都道府県、指定都市又は都市再生機構にあつては国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が都市再生住宅等整備事業等を行う地方住宅供給公社にあつては都道府県知事を経由して国土交通大臣に、仮設店舗等又は仮設住宅等の設置者が市町村、地方住宅供給公社又は民間事業者等にあつては都道府県知事に対して行うものとする。

4 (略)

第 18 都道府県知事の進達等

(略)

第 19 実績の報告等

(略)

第 20 補助金の額の確定

- 1 国土交通大臣は、第 19 第 1 項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

第 21 補助金の支払い

- 1 補助金は、第 20 第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 (略)

第 23 交付決定の取消等 (略) 第 24 運営 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行 わなければならない。 一～七 (略) 八 令和 8 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等につ いて(令和 8 年 4 月 7 日付け国住備第 768 号、国住整第 201 号、 国住市第 177 号) 九～十五 (略) 附則 第 1 施行期日 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 阪神・淡路大震災に係る特例 阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連 して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を 適用することができる。 一～五 (略) 六 第 4 第 11 号イ(12)の適用に際しては、同号イ中「国土交通 大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるも のとする。 第 3 (略) 附則 第 1 施行期日	第 22 交付決定の取消等 (略) 第 23 運営 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行 わなければならない。 一～七 (略) 八 令和 7 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等につ いて(令和 7 年 3 月 31 日付け国住備第 599 号、国住整第 222 号、国住市第 101 号) 九～十五 (略) 附則 第 1 施行期日 この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 第 2 阪神・淡路大震災に係る特例 阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連 して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を 適用することができる。 一～五 (略) 六 第 4 第 9 号イ(12)の適用に際しては、同号イ中「国土交通 大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるも のとする。 第 3 (略) 附則 第 1 施行期日
--	---

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

第2 経過措置

- 1 (略)
- 2 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第4 第九号ロを適用する場合、第3に掲げる表中 (注18)を満たすものに限る。

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例による。

別表第2 整備計画策定等事業

事業及び内訳		説 明
イ 整備計画作成		
	(1) 広域調査	整備地区を選定するため、整備計画を策定する補助事業者の行政区域の相当範囲を対象に行う土地利用、施設現況等の調査に関する事業
	(2) 整備計画作成調査	整備計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成（防災再開発促進地区の設定経費を含む。）に関する事業

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

第2 経過措置

- 1 (略)
- 2 防災街区整備事業のうち令和8年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第4 第七号ロを適用する場合、第3に掲げる表中 (注19)を満たすものに限る。

別表第2 整備計画策定等事業

事業及び内訳		説 明
イ 整備計画作成		
	(1) 広域調査	整備地区を選定するため、整備計画を策定する補助事業者の行政区域の相当範囲を対象に行う土地利用、施設現況等の調査に関する事業
	(2) 整備計画作成調査	整備計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成（防災再開発促進地区の設定経費を含む。）に関する事業

ロ 事業計画作成	事業計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成に関する事業並びに事業計画の作成等に関する事業	ロ 事業計画作成	事業計画の作成に当たって必要となる現況の測量、現況図の作成、物件及び権利関係の調査並びに基本構想の作成に関する事業並びに事業計画の作成等に関する事業
ハ 推進事業	住宅市街地総合整備事業の推進に必要な以下に掲げる事業 ① 施行者又は施行者から委託等を受けた者が行う事業推進のために必要な関係機関、地元住民等との調整業務等及び当該業務の実施に必要な現地事務所の設置 ② 地元住民協議会及びNPO法人等並びに防災街区計画整備組合及び防災街区整備推進機構における事業普及活動促進事業等 ③ ブロック単位の実施計画の策定 ④ 建替促進事業計画の作成 ⑤ 再評価等の事業評価	ハ 推進事業	住宅市街地総合整備事業の推進に必要な以下に掲げる事業 ① 施行者又は施行者から委託等を受けた者が行う事業推進のために必要な関係機関、地元住民等との調整業務等及び当該業務の実施に必要な現地事務所の設置 ② 地元住民協議会及びNPO法人等並びに防災街区計画整備組合及び防災街区整備推進機構における事業普及活動促進事業等 ③ ブロック単位の実施計画の策定 ④ 建替促進事業計画の作成 ⑤ 再評価等の事業評価
ニ 地域防災力向上事業	地域防災力を向上させるために行う感震ブレイカー等の設置（地方公共団体が普及啓発活動等を行い、かつ、出火防止や火災拡大防止に効果があるものに限る。）、地域防災力の実効性を向上させるために行う防災マップ作成、防災訓練及び防災人材育成等の活動に関する事業	ニ 地域防災力向上事業	地域防災力を向上させるために行う感震ブレイカー等の設置（地方公共団体が普及啓発活動等を行い、かつ、出火防止や火災拡大防止に効果があるものに限る。）、地域防災力の実効性を向上させるために行う防災マップ作成、防災訓練及び防災人材育成等の活動に関する事業
ホ 住宅市街地機能再生支援事業	地区現況調査、土地所有者等の開発・土地利用意向調査、地区整備構想及び整備プログラムの作成、関連公共施設や地区公共施設等の整備計画の作成、地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整、個別の事業計画の作成及びその実現	ホ 住宅市街地機能再生支援事業	地区現況調査、土地所有者等の開発・土地利用意向調査、地区整備構想及び整備プログラムの作成、関連公共施設や地区公共施設等の整備計画の作成、地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整、個別の事業計画の作成及びその実現

	のためのコーディネート、関係権利者及び事業者間の調整、事業推進及び事業化に係る調整等に関する事業				
へ	都市・居住環境整備基本計画作成				
(1)	都市・居住環境整備基本計画作成	都市・居住環境整備基本計画の作成に関する事業			
(2)	事業推進コーディネート	都市・居住環境整備重点地域において、地権者による共同化や民間事業者による再開発等の誘導、良質な都市住宅の整備を通じて低未利用地の有効利用と都市構造の再編に資する良好な住宅市街地の整備を促進するためのコーディネートに関する事業			
ト	推進計画作成	密集市街地における老朽建築物等の共同化、 <u>浸水想定区域における水害対策</u> 等を推進するため、地方公共団体との連携の下で、都市再生機構が行う調査、計画作成及びコーディネート等に要する費用			

別表第4 居住環境形成施設整備

(あ)	区分	拠点開发型	住宅団地ストック	密集住宅市街地整備型	<u>水害対策型</u>
-----	----	-------	----------	------------	--------------

	のためのコーディネート、関係権利者及び事業者間の調整、事業推進及び事業化に係る調整等に関する事業				
へ	都市・居住環境整備基本計画作成				
(1)	都市・居住環境整備基本計画作成	都市・居住環境整備基本計画の作成に関する事業			
(2)	事業推進コーディネート	都市・居住環境整備重点地域において、地権者による共同化や民間事業者による再開発等の誘導、良質な都市住宅の整備を通じて低未利用地の有効利用と都市構造の再編に資する良好な住宅市街地の整備を促進するためのコーディネートに関する事業			
ト	推進計画作成	密集市街地における老朽建築物等の共同化等を推進するため、地方公共団体との連携の下で、都市再生機構が行う調査、計画作成及びコーディネート等に要する費用			

別表第4 居住環境形成施設整備

(あ)	区分	拠点開发型	住宅団地ストック	密集住宅市街地整備型	
-----	----	-------	----------	------------	--

		・ 街なか居住再生型	活用 型 (注 1)	・ 防災街区 整備事業				・ 街なか居住再生型	活用 型 (注 1)	・ 防災街区 整備事業	
(い)	老朽建築物等除却(注2)			○		(い)	老朽建築物等除却(注2)			○	
	地区公共施設等整備(注2)						地区公共施設等整備(注2)				
	(1) 市街地景観形成施設						(1) 市街地景観形成施設				
	① 電線類の地下埋設(注3)	○		○			① 電線類の地下埋設(注3)	○		○	
	② 電波障害防除施設(注4)	○					② 電波障害防除施設(注4)	○			
	③ 地域冷暖房施設(注5)	○					③ 地域冷暖房施設(注5)	○			
	④ 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設並びにストリートファニチャー・モニュメント等	○					④ 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設並びにストリートファニチャー・モニュメント等	○			
	(2) 環境共生施設						(2) 環境共生施設				
	① 雨水浸透施設	○		○	○		① 雨水浸透施設	○		○	

		② コンポスト等	○						② コンポスト等	○			
		③ 雨水等有効利用施設	○		○	○			③ 雨水等有効利用施設	○		○	
		④ 太陽エネルギー利用システム(注6)	○		○				④ 太陽エネルギー利用システム(注6)	○		○	
		(3) 福祉空間形成施設							(3) 福祉空間形成施設				
		① 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する歩行支援施設並びに障害者誘導施設等	○	○					① 地域生活基盤施設及び地区公共施設に付随する歩行支援施設並びに障害者誘導施設等	○	○		
		② 屋外及び屋内の移動システム、移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間、移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設等	○	○					② 屋外及び屋内の移動システム、移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間、移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設等	○	○		
		(4) 地域生活基盤施設(注7)							(4) 地域生活基盤施設(注7)				
		① 立体的遊歩道等(注8)	○	○	○(注12)				① 立体的遊歩道等(注8)	○	○	○(注12)	

② 空間創出施設	○	○	○ (注 13)	
		○		
	○	○	○ (注 12)	
	○	○	○ (注 12)	
				○ (注 12)
			○	
		○		
(5) 地区公共施設				
① 道路	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	

② 空間創出施設	○	○	○ (注 13)	
		○		
	○	○	○ (注 12)	
	○	○	○ (注 12)	
				○
		○		
(5) 地区公共施設				
① 道路	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	

		② 公園	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	
		③ 緑地	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	
		④ 広場	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	
		⑤ 駐車場及び駐輪 場等	○ (注 14)	○ (注 14)		
		⑥ 給排水工事			○ (注 12)	
		(6)空き家等活用				
		① 空き家住宅又は 空き建築物の取得 (用地費は除 く。)、移転、増築、 改築等	○ (注 15) (注 16)	○ (注 15)		
		(7)その他				
		① その他国土交通 大臣が必要と認め る施設			○	
		仮設住宅等設置 (注2)			○	

(注1) 公園・緑地・広場を除き、既存ストックの改修に限る。
(注2) 測量、調査、設計に要する費用を含む。ただし、設計に要

		② 公園	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	
		③ 緑地	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	
		④ 広場	○ (注 14)	○ (注 14)	○ (注 12)	
		⑤ 駐車場及び駐輪 場等	○ (注 14)	○ (注 14)		
		⑥ 給排水工事			○ (注 12)	
		(6)空き家等活用				
		① 空き家住宅又は 空き建築物の取得 (用地費は除 く。)、移転、増築、 改築等	○ (注 15) (注 16)	○ (注 15)		
		(7)その他				
		① その他国土交通 大臣が必要と認め る施設			○	
		仮設住宅等設置 (注2)			○	

(注1) 公園・緑地・広場を除き、既存ストックの改修に限る。
(注2) 測量、調査、設計に要する費用を含む。ただし、設計に要

する費用については、昭和 54 年 7 月 10 日付け建設省告示第 1206 号により算出した額を標準とする。 (注 3) 民地に地上機器を設置する場合の用地費及び補償費を含み、電力会社等が負担する費用を除く。 (注 4) 住宅等の整備によってテレビ聴視障害を受ける区域に対するテレビ共同聴視施設の整備のうち、設計に要する費用 (注 5) 地域冷暖房施設のシステムに関する設計に要する費用 (注 6) 住宅局長が特に必要と認める費用に限る。 (注 7) 既存建造物の活用による整備を行う場合については、整備地区当たりの補助対象額が 100 万円以上の事業に限る。 (注 8) 立体的遊歩道、人工地盤及び人工歩廊等の整備 (注 9) 次の全ての要件を満たすものに限る。 ① 入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること ② 利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること ③ 当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと (注 10) 「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(平成 13 年 3 月 28 日付け国住備発第 51 号、厚生労働省発第 114 号) 記 2 (1) に規定するシルバーハウジング・プロジェクトに係る高齢者生活相談所に限る。 (注 11) ① 住工混在地区において、施行地区を整備するために行う必要最小限の工場等の移転に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用 ② 補助対象となる工場等は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 3 条第 2 項の規定により同法第 48 条の規定、同法第 49 条及び第 50 条の規定に基づいて地方公共団体	する費用については、昭和 54 年 7 月 10 日付け建設省告示第 1206 号により算出した額を標準とする。 (注 3) 民地に地上機器を設置する場合の用地費及び補償費を含み、電力会社等が負担する費用を除く。 (注 4) 住宅等の整備によってテレビ聴視障害を受ける区域に対するテレビ共同聴視施設の整備のうち、設計に要する費用 (注 5) 地域冷暖房施設のシステムに関する設計に要する費用 (注 6) 住宅局長が特に必要と認める費用に限る。 (注 7) 既存建造物の活用による整備を行う場合については、整備地区当たりの補助対象額が 100 万円以上の事業に限る。 (注 8) 立体的遊歩道、人工地盤及び人工歩廊等の整備 (注 9) 次の全ての要件を満たすものに限る。 ① 入居者等の特定の利用者だけでなく、地域住民等も利用できること ② 利便性が高く、利用者がアクセスしやすい場所に配置するとともに、セキュリティに配慮した計画とすること ③ 当該施設の収益が経常的な維持管理費を上回らないこと (注 10) 「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(平成 13 年 3 月 28 日付け国住備発第 51 号、厚生労働省発第 114 号) 記 2 (1) に規定するシルバーハウジング・プロジェクトに係る高齢者生活相談所に限る。 (注 11) ① 住工混在地区において、施行地区を整備するために行う必要最小限の工場等の移転に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用 ② 補助対象となる工場等は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 3 条第 2 項の規定により同法第 48 条の規定、同法第 49 条及び第 50 条の規定に基づいて地方公共団体
--	--

が定める条例の規定並びに同法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づいて市町村が定める条例中建築物の用途の制限を定める規定の適用を除外されている建築物で、次の各号に掲げるもの (1) 作業場の床面積が 500 m²以下の工場 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用に供する部分の面積が 500 m²以下のもの (注 12) 用地の取得及び造成（代替地等及び公共施設用地転換地の取得を含む。）を含む。 (注 13) 管理上の担保があり、公的主体が管理するものに限り、用地・補償費相当額を含む。 (注 14) 用地の取得（借地権の取得に要する費用を含む。なお、用地を取得し、特別会計等で経理が明らかにされている場合には、その買収費、補償費等及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額（当該用地の時価に補償費を加えた額の範囲内）及びこれにより通常生ずる損失の補償を除き、補助を受けて取得した代替用地との交換による用地の取得により通常生ずる損失の補償を含む。）を含む。 (注 15) 空き家住宅又は空き建築物について、地域コミュニティの維持、再生に資する用途に 10 年以上活用するものに限る。 (注 16) 拠点開発型重点整備地区に係る事業については、次の全ての要件を満たす区域で行われるものに限る。 ① 道路、公園等の公共施設整備が既に十分に行われていること。 ② 新住宅市街地開発事業、区画整理事業等の市街地開発事業、開発許可により開発された事業又は一団地の住宅施設事業等により整備されていること。	が定める条例の規定並びに同法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づいて市町村が定める条例中建築物の用途の制限を定める規定の適用を除外されている建築物で、次の各号に掲げるもの (1) 作業場の床面積が 500 m²以下の工場 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するものでその用に供する部分の面積が 500 m²以下のもの (注 12) 用地の取得及び造成（代替地等及び公共施設用地転換地の取得を含む。）を含む。 (注 13) 管理上の担保があり、公的主体が管理するものに限り、用地・補償費相当額を含む。 (注 14) 用地の取得（借地権の取得に要する費用を含む。なお、用地を取得し、特別会計等で経理が明らかにされている場合には、その買収費、補償費等及びこれらの費用に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額の合計額（当該用地の時価に補償費を加えた額の範囲内）及びこれにより通常生ずる損失の補償を除き、補助を受けて取得した代替用地との交換による用地の取得により通常生ずる損失の補償を含む。）を含む。 (注 15) 空き家住宅又は空き建築物について、地域コミュニティの維持、再生に資する用途に 10 年以上活用するものに限る。 (注 16) 拠点開発型重点整備地区に係る事業については、次の全ての要件を満たす区域で行われるものに限る。 ① 道路、公園等の公共施設整備が既に十分に行われていること。 ② 新住宅市街地開発事業、区画整理事業等の市街地開発事業、開発許可により開発された事業又は一団地の住宅施設事業等により整備されていること。
--	--

- ③ まちびらきから 30 年以上が経過していること。
- ④ 直近の 10 年間で人口が 5%以上減少していること。

- ③ まちびらきから 30 年以上が経過していること。
- ④ 直近の 10 年間で人口が 5%以上減少していること。